様式第４号（第８条関係）

交付決定前着手届

年　　月　　日

鹿沼市長　　宛

住　　所
申請者　氏　　名　　印
電話番号

鹿沼市結婚新生活支援事業補助金について、補助金の交付決定前に着手する必要があるので、着手条件を了承の上、鹿沼市結婚新生活支援補助金交付要領第８条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1　着手する理由

2　補助事業着手年月日

年　　月　　日

3　補助事業完了予定日

年　　月　　日

（着手条件）

(1)　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した補助事業に損失等が生じた場合は、これらの損失等は申請者が負担すること。

(2)　交付決定を受けた補助金の額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

(3)　補助事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

記入例

様式第４号（第８条関係）

交付決定前着手届

記入不要 →　年　月　日

鹿沼市長　　宛

住　　所　鹿沼市今宮町 1688-1
申請者　氏　　名　鹿沼　太郎　　印（鹿沼）
電話番号　0289-63-2160

鹿沼市結婚新生活支援事業補助金について、補助金の交付決定前に着手する必要があるので、着手条件を了承の上、鹿沼市結婚新生活支援補助金交付要領第８条の規定により、次のとおり届け出ます。

本人が手書きで署名する場合は、印鑑不要

記

4　着手する理由

着手後に、補助対象経費が確定するため。

5　補助事業着手年月日

年　月　日

6　補助事業完了予定日

年　月　日

記入不要

（着手条件）

(1)　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した補助事業に損失等が生じた場合は、これらの損失等は申請者が負担すること。

(2)　交付決定を受けた補助金の額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

(3)　補助事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。